

対策！ 反対尋問 第六の巻

1. 本人尋問の流れ



第6回目の本人尋問は、一般原告8世帯7人の尋問が行われました。(上図) (法廷に立った原告：Iさん、Sさん、Oさん、Tさん、Mさん、Nさん、Sさん、)

2. 7原告の本人尋問、これまでの本人尋問から

出るも地獄、戻るも地獄。

いつもながら陳述書の範囲で、決まった形の反対尋問が行われています。法廷に立つまでに、弁護団の先生方との打ち合わせを重ね本人尋問を迎えます。

今まで心に閉じ込めておいた記憶を無理にこじ開け短時間に吐き出すようなもので再び打ちのめされたように感じます。しかしながら、第一番目に法廷に立った原告、私ほどひどく自分を見失っている原告さんは一人も見当たりません。わからない質問には、落ち着き「もう一度質問をお願いします」とはっきりとした口調で答えることができます。受け答えの練習通りにいなくても、ただ何となく心配で避難したと印象付ける回避質問にも、あなたらしく答えればよろしいのです。

上はTさんの尋問での言葉です。福島交流会でも、彼女は福島に住む人たちを気遣う言葉を話してくださいました。この裁判は、福島や近隣都県に住まう人々をも救済する施策へと結びつける裁判でもあります。

臆せず発せよ、胸の内を。

3. 弁護団 高木先生よりコメントをいただきました！

高木先生は、DVDでも反対尋問へのアドバイスをしています。DVDは必見なので、本人尋問の日までの確認してみてください！

Q 御家族は、あなたから説得されなければ避難しなかったのではないですか

＝世帯代表者以外は原発事故が原因で避難したのではないという事実を聞き出し、事故と避難との因果関係を否定することを意図。

A 「放射線の影響等について話し合った結果です」

「今は避難してよかった、安心して暮らせると言っています」等。

Q お住まいの地域は除染の対象ですね

自宅内も除染されましたね

＝もう帰還できる状態になっているという事実を聞き出し、避難を継続する必要性を否定することを意図。

A 「完全に除染することは難しいと聞いています」
「除染後に自分で測定したけれども、やはり高かったです」
「森林が近いので、そこから降りてくるとも聞いています」
「事故が収束していない状態で、帰れません」等。

Q ご実家が京都ですね。
＝友人関係や親戚関係が避難先にあるという事実を聞き出して、
コミュニティー喪失等の慰謝料を減額する意図。

A 避難元で大切にしていた人間関係が失われたことを述べてください。

Q 前職の支店は避難先にもありますが、転勤という形もとれましたよね。
＝避難に伴って会社を辞めている人について、辞める必要はなかったという事実を聞き出し、
就労不能損害等を否定する意図

A 「転勤願いを出しましたが、認めてもらえませんでした」
「会社が決めることですので」等。

(…第七の巻に続く)

4. 第6回目（本人尋問）を終えて…

公開される最後の本人尋問は、今週26日のMさん、Yさん、Aさん、Aさん、Oさん、Tさん、Hさん、Iさん、Kさんの証言までとなります。

弁護団の先生方のたゆまぬ尽力と、多くの支援者のお力添え、公正な判決を求める要請署名も一時目標である10000筆を超え本目標の30000筆に着々と到達しつつある今、どれだけたくさんの方々の思いが我々の裁判を支持しているか、お分かりいただけることと思います。

私たちは、その思いを裁判官の胸に届ける力を持っています。

最後に、インドのマハトマ・ガンジーさんよりみなさまへ。(名言のパッチワーク！)

⊕きっぱりと、心の底から発した「NO」という言葉は、相手に合わせて、ましてや面倒を避けるためについ言ってしまった「YES」に比べたら、はるかに価値のある言葉である。

⊕たとえあなたが少数派であろうとも、真実は真実なのです。

⊕あらゆる改革は、不満を抱くことから始まった。いままで当たり前のように受け入れられていたものを、嫌悪するようになったとき、人は初めてそれを捨てることができる。

⊕私は固く信じている。すべての善の行動は、最後は必ず実を結ぶ。